

令和4年横審第15号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年12月6日12時48分半僅か過ぎ

茨城県那珂湊港

2 船舶の要目

船種船名 モーターボートA

総トン数 2.0トン

登 録 長 8.69メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 108キロワット

3 事実の経過

(1) 那珂湊港

那珂湊港は、茨城県那珂川河口にある港で、那珂川と同川支流の涸沼川との合流点付近にマリーナがあり、那珂川河口左岸に外東防波堤、南防波堤及び東防波堤に囲まれた新船だまりが、東防波堤の北方には小船だまりが存在していた。

那珂川河口付近は、古い橋脚跡や浅瀬が広く存在し、川からの流れ、海からの波、水深が浅くなることによる波高の増大などが複雑に影響を及ぼすことから、高起した波が発生することがあった。

(2) 本件に至る経緯

Aは、船体中央やや後方に操舵スタンドを有し、同スタンド中央に操舵輪、その左舷側に機関回転計及びGPSプロッター兼魚群探知機、右舷側に機関操作レバー及び磁気コンパスを備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が単独で乗り組み、知人4人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年12月6日07時00分那珂川と涸沼川との合流点付近のマリーナを発し、茨城県常陸那珂港北方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、那珂湊港でダイビング船を運航しており、那珂川河口右岸北側に浅所（以下「北側浅所」という。）が存在すること及び同河口付近では高起した波が立つことを承知しており、出航の基準を波高2メートルとし、出航後、波が高くなって那珂川河口から入航できないと判断したときは、新船だまりなどに避難していた。

発航に先立ち、a受審人は、天気予報を確認し、波高2.5メートルとの予報を承知して出航したものであった。

a受審人は、07時50分頃前示釣り場に到着して釣りを始め、

その後波が高くなってきたので常陸那珂港の東防波堤の内側に移動して釣りを続け、12時30分頃帰途に就いた。

a 受審人は、さらに波が高くなってきたことを認めたので、那珂湊港の外東防波堤の内側に行き、12時40分頃那珂湊港外東防波堤灯台（以下「外東防波堤灯台」という。）から286度（真方位、以下同じ。）140メートルの地点で一旦停止して那珂川河口付近の波の状況が落ち着いたことを確認し、12時44分半僅か過ぎ同河口に向けて発進して、直ちに針路を242度に定め、3.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）とし、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、那珂川河口に向けて発進したとき、同河口に近づくと高起した波を受けるおそれがあったが、河口付近の波が落ち着いたので航行できると思い、東防波堤内側の船だまりなどに一時避難するなど、安全確保の措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、12時46分僅か過ぎ外東防波堤灯台から262度270メートルの地点で、針路を255度に転じ、18.0ノットに増速して続航し、12時46分半少し前外東防波堤灯台から260度430メートルの地点で、北側浅所まで270メートルに接近したとき、高起した波を受けた衝撃でスロットルから手が離れ、右舷側に傾いて操船が困難となり、277度方に4.0ノットの速力で同浅所に向かって圧流され、12時48分半僅か過ぎ外東防波堤灯台から266度700メートルの地点において、Aは、315度を向いたとき、原速力のまま、北側浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、茨城県ひたちなか市には波浪注意報、関東海域北部には海上風警報がそれぞれ発表されていた。

乗揚の結果、船底外板に破口等を生じて、のち廃船処理され、同乗者4人が頸椎捻挫等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、那珂川河口沖合において、波浪注意報及び海上風警報がそれぞれ発表されている状況下、那珂川河口から上航してマリーナに帰航する際、安全確保の措置が不十分で、高起した波を受けて操船が困難となり、北側浅所に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、那珂川河口沖合において、波浪注意報及び海上風警報がそれぞれ発表されている状況下、那珂川河口から上航してマリーナに帰航する場合、那珂川河口では高起した波が発生することを承知していたのだから、同波を受けないよう、近くの船だまりなどに一時避難するなど、安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、河口付近の波が落ち着いたので航行できると思い、安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、高起した波を受けて操船が困難となり、北側浅所に向かって圧流されて乗り揚げの事態を招き、船底外板に破口等を生じさせ、同乗者4人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月7日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明